企画割引「速旅　三重ドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

①　東京発着エリアコース

⑶に定める期間のうち連続する４日間以内に、⑷①イに定めるインターチェンジから⑷②に定めるインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②に定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。なお、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への申込（以下「割引申込」という。）がなされている場合に限る。また、⑷②に定めるインターチェンジ相互間を通行しない軽自動車等及び普通車を含む。以下同じ。）。

②　御殿場発着エリアコース

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷①ロに定めるインターチェンジから⑷②に定めるインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②に定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

③　静岡発着エリアコース

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷①ハに定めるインターチェンジから⑷②に定めるインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②に定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

④　浜松発着エリアコース

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷①ニに定めるインターチェンジから⑷②に定めるインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②に定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

⑤　周遊エリア乗り放題２日間コース

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②に定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、上記の自動車が本割引（ただし、⑴⑤及び⑥のコースに限る。）の適用を６回受けた後、割引申込をして利用する場合を除く。

⑥　周遊エリア乗り放題３日間コース

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷②に定めるインターチェンジ相互間を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ＥＴＣ車。

ただし、上記の自動車が本割引（ただし、⑴⑤及び⑥のコースに限る。）の適用を６回受けた後、割引申込をして利用する場合を除く。

⑵　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普　通　車
東京発着エリアコース	8,800円	11,000円
御殿場発着エリアコース	7,300円	9,100円
静岡発着エリアコース	6,400円	8,000円
浜松発着エリアコース	5,400円	6,700円
周遊エリア乗り放題２日間コース	2,600円	3,200円
周遊エリア乗り放題３日間コース	3,300円	4,100円

⑶　実施する期間

近畿自動車道尾鷲多気線の紀勢大内山インターチェンジから紀伊長島インターチェンジまでの間が開通した日から平成25年９月30日まで。ただし、平成25年４月27日から平成25年５月６日まで及び平成25年８月９日から平成25年８月18日までの間を除く。

⑷　適用インターチェンジ

①　発着エリア

イ　東京発着エリア

第一東海自動車道の東京インターチェンジから大井松田インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、ただし、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の海老名インターチェンジから相模原愛川インターチェンジまでの間が供用した場合は、当該供用した区間の各インターチェンジも対象インターチェンジとする。

ロ　御殿場発着エリア

第一東海自動車道の御殿場インターチェンジから富士川スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の御殿場ジャンクションから新清水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

ハ　静岡発着エリア

第一東海自動車道の清水ジャンクションから掛川インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の新清水ジャンクションから島田金谷インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び清水いはらインターチェンジ。

ニ　浜松発着エリア

第一東海自動車道の袋井インターチェンジから三ケ日インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の森掛川インターチェンジから浜松いなさインターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

②　周遊エリア

第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南インターチェンジから東海インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西インターチェンジから亀山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、近畿自動車道伊勢線の伊勢関インターチェンジから伊勢西・伊勢インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから四日市ジャンクションまでの間の各インターチェンジ、近畿自動車道尾鷲多気線の勢和多気インターチェンジから紀伊長島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道302号（伊勢湾岸道路）の東海インターチェンジから飛島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

企画割引「速旅　Central Nippon Expressway Pass」

⑴　割引をする自動車

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間から14日間のいずれかの間に、⑷に定めるインターチェンジ相互間を通行する普通車のうち、ＥＴＣクレジットカードを使用して通行料金の納付を行おうとする出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２に定める本邦の在留資格をもつ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ者が利用する自動車